

会 議 開 催 案 内

令和6年度第3回杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議を次のとおり開催します。
なお、この会議は公開とします。

会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴することができます。

令和6年10月31日

杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議

- 1 開催日時 令和6年11月12日（火） 午前10時開会
- 2 開催場所 第2庁舎2階第1・2会議室
- 3 議 題 杉戸町こども計画の策定について
- 4 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、上記会議の開催時刻までに開催場所にお越しください。
 - (2) 傍聴受付は、当日の午前9時45分から行います。
 - (3) 傍聴の受付は先着順に行いますが、会場等の都合により傍聴者の人数を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 5 問い合わせ先 子育て支援課 子育て支援担当
電話 33-1111 内線 265・279

杉戸町附属機関等の会議の傍聴について

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会予定時刻までに、附属機関等の長の許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の定員は規定しませんが、会場内の傍聴席に余裕がないなど、必要と認められる場合は、傍聴者の人数を制限する場合があります。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者は会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意しこれに従わないときは退席していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の長の許可を得た場合は、この限りではないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会場の支障となる行為をしないこと。